

発行日 2019-3-14

改定日 2019-4-02

バージョン 2

1. 化学品及び会社情報

製品特定名
化学品の名称

ThreeBond 1910F

推奨用途及び使用上の制限
推奨用途

防錆剤・潤滑剤

供給者情報
製造者

スリーボンドファインケミカル株式会社

住所・担当部門

神奈川県相模原市緑区大山町1-1
生産技術部

緊急連絡電話番号

042-774-1333

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | |
|----------------------|-------|
| エアゾール | 区分1 |
| 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 | 区分2 |
| 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 | 区分 2A |
| 発がん性 | 区分 1A |
| 生殖毒性 | 区分 1A |
| 特定標的臓器毒性(単回ばく露) | 区分3 |
| 区分3 呼吸器刺激性, 麻酔作用。 | |
| 特定標的臓器毒性(反復ばく露) | 区分1 |
| 区分1 肝臓, 中枢神経系, 末梢神経系 | |
| 吸引性呼吸器有害性 | 区分1 |
| 水生環境有害性(急性) | 区分2 |

GHSラベル要素



注意喚起語

危険

危険有害性情報

H222 - 極めて可燃性又は引火性の高いエアゾール

H229 - 高压容器: 熱すると破裂のおそれ

H304 - 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

H315 - 皮膚刺激

H319 - 強い眼刺激

H350 - 発がんのおそれ

H360 - 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

H372 - 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害

H401 - 水生生物に毒性

H335 - 呼吸器への刺激のおそれ

H336 - 眠気又はめまいのおそれ

H372 - 長期ばく露又は反復ばく露により以下の臓器に障害を生じる: 肝臓 中枢神経系 末梢神経系

注意書き - 安全対策

- ・使用前にラベルやSDSを確認すること。
- ・全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。

- 指定された個人保護具を使用すること。
- 取り扱い後は顔、手、露出した皮膚をよく洗うこと。
- 粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
- この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。
- 環境への放出を避けること。
- 熱、火花、裸火のような着火源から遠ざけること。ー禁煙
- 裸火又は他の着火源に噴霧しないこと。
- 加圧容器：使用後を含め、穴を開けたり燃やしたりしないこと

注意書き - 応急措置

- 暴露または暴露の懸念のある場合：医師の診断/手当てを受けること。
- 特別な処置が必要である。
- 目に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- 眼の刺激が続く場合：医師の診断/手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で洗うこと。
- 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断/手当てを受けること。
- 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
- 吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
- 飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。
- 無理に吐かせないこと。

注意書き - 保管

- 施錠して保管すること。
- 換気の良い場所で保管すること。容器を密閉しておくこと。
- 日光から遮断し、50℃以上の温度に暴露しないこと

注意書き - 廃棄

- 内容物/容器を承認を受けている廃棄物処理施設に廃棄すること。

3. 組成及び成分情報

単一の化学物質または混合物 混合物

| 化学物質名 | 濃度又は濃度範囲(%) | 化審法 | 安衛法番号 | CAS番号 |
|------------|-------------|---------|---------|-----------|
| n-ヘキサン | <1 | (2)-6 | (2)-6 | 110-54-3 |
| エタノール | 25-<35 | (2)-202 | (2)-202 | 64-17-5 |
| モリブデン | 2 | - | - | 7439-98-7 |
| 合成樹脂、添加剤 | 5-<15 | - | - | - |
| LPG(ブタン含む) | 45-<55 | - | - | - |

化学物質排出把握管理促進法

| 規制区分 | 法文物質名 | 金属名 | 政令番号 |
|-------------------------------|--------------|----------|------|
| 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) | モリブデン及びその化合物 | モリブデンとして | 453 |

労働安全衛生法

| 規制区分 | 法文物質名 | 政令番号 |
|---|--------------|------|
| 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) | エタノール | 61 |
| 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) | ヘキサン | 520 |
| 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) | モリブデン及びその化合物 | 603 |
| 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) | エタノール | 61 |
| 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) | ヘキサン | 520 |
| 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) | モリブデン及びその化合物 | 603 |
| 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、第56条第1項の物、施行令第18条の2第3号、第17条別表第3第1号) | ブタン | 482 |
| 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、法第56条第1項の物、施行令第17条別表第3第1号) | ブタン | 482 |

化審法

| 規制区分 | 法文物質名 | 政令番号 |
|-------------------|--------|------|
| 優先評価化学物質(法第2条第5項) | n-ヘキサン | 3 |

4. 応急処置

| | |
|---------------|---|
| 吸入した場合 | 被災者を空気の新鮮な場所に移すこと。呼吸が不規則になった場合または停止した場合には、人工呼吸を施すこと。呼吸が困難な場合には酸素吸入を行うこと。 |
| 皮膚に付着した場合 | 液化ガスに接触した場合、ぬるま湯で凍った部分を融かすこと。 |
| 眼に入った場合 | 目に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。直ちに医師の診断/手当てを受けること。 |
| 飲み込んだ場合 | 口をすすぐこと。医師の診断/手当てを受けること。 |
| 応急措置をする者の保護 | 医療関係者が物質の関与を認識し、彼ら自身の保護対策を講じていることを確認すること。 |
| 医師に対する特別な注意事項 | 被災者を暖かく安静にしておくこと。 |

5. 火災時の措置

| | |
|--------|-------------------|
| 引火性の特性 | 容器は熱すると爆発することがある。 |
|--------|-------------------|

| | |
|----------|---|
| 消火剤 | 周囲火災の種類に適した消火剤を使用すること 粉末消火剤またはCO2。 リスクを伴わずに行えるのであれば、容器を火災区域から移動させること 損傷したエアゾール缶の取り扱いに注意すること |
| 特有の危険有害性 | 燃えるものもあるが容易に点火するものはない 破裂したボンベは突進することがある。 |
| 特有の消火方法 | 消火作業を行う者は、保護具(保護眼鏡, 保護衣, 呼吸用保護具等)を着用して、風上から消火する。 |

6. 漏出時の措置

| | |
|-----------------------|---|
| 人体に対する注意事項、保護具および緊急措置 | 漏出物に触れたり、その上を歩いたりしないこと。 リスクを伴わずに可能なら、漏出を止めること。 |
| 環境に対する注意事項 | 水噴霧を用いて蒸気を減少させるか蒸気雲が流れる進路を変える。 流去水が漏出物に接触するのを防ぐこと。 水路、下水道、地下室または閉めきった場所への侵入を防止すること。 |
| 封じ込め及び浄化の方法及び機材 | 可能なら漏出している容器の向きを変え、液体よりもガスが漏出するようにする。 物質を蒸発させる。 |
| 浄化の方法 | 漏出物または漏出源に直接水を向けてはならない。 |
| 二次災害の防止策 | すべての発火源を速やかに取除く(近傍での喫煙、火花や火炎の禁止)。 |

7. 取り扱い及び保管上の注意

| | |
|---------------------------|---|
| 取り扱い 安全取扱注意事項 技術的対策 | 『 8 . ばく露防止措置及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 |
| 局所排気、全体換気 | 『 8 . ばく露防止措置及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用する。 |
| 保管 安全な保管条件 | 容器を密閉して、直射日光や火気を避け、適切な温度で保管すること。 |
| 安全な容器包装材料 | 保管の際には、容器を移し替えないこと。 また容器から出したものを中に戻さないこと。 |

急性毒性

以下の値はGHS文書の第3.1章に基づいて算出された
 吸入LC50 製品としてデータなし。

毒性の数値指標 - 成分情報

| 化学物質名 | 経口LD50 | 経皮LD50 | 吸入LC50 |
|--------|----------------------|-------------------------|--------------------------|
| n-ヘキサン | = 25 g/kg (Rat) | = 3000 mg/kg (Rabbit) | = 48000 ppm (Rat) 4 h |
| エタノール | = 7060 mg/kg (Rat) | - | = 124.7 mg/L (Rat) 4 h |

短期的及び長期的暴露による直後の影響と遅発性の影響及び慢性的影響

皮膚腐食性及び皮膚刺激性 製品としてデータなし。

眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 製品としてデータなし。

呼吸器感作性又は皮膚感作性 製品としてデータなし。

生殖細胞変異原性 製品としてデータなし。

発がん性 以下に表が掲示される場合、本製品に含有される発がん性物質の情報を示している。表が掲示されない場合製品としてデータなし。

| 化学物質名 | 日本産業衛生学会 | IARC |
|-------|----------|---------|
| エタノール | 1A | Group 1 |

生殖毒性 製品としてデータなし。

特定標的臓器毒性、単回ばく露 製品としてデータなし。

特定標的臓器毒性、反復ばく露 製品としてデータなし。

吸引性呼吸器有害性 製品としてデータなし。

12. 環境影響情報

生態毒性
 水生環境に対する急性危険有害性 製品としてデータなし。

水生環境に対する慢性危険有害性 製品としてデータなし。

生態毒性 長期継続的影響によって水生生物に有害。水生生物に毒性。

| 化学物質名 | 藻類/水生植物 | 魚類 | 甲殻類 |
|--------|---------|------------------------------------|----------------------------------|
| n-ヘキサン | - | 2.1 - 2.98: 96 h <i>Pimephales</i> | >1000: 24 h <i>Daphnia magna</i> |

| | | | |
|-------|---|--|--|
| | | <i>promelas mg/L LC50 flow-through</i> | <i>mg/L EC50</i> |
| エタノール | - | 12.0 - 16.0: 96 h <i>Oncorhynchus mykiss mL/L LC50 static</i> 13400 - 15100: 96 h <i>Pimephales promelas mg/L LC50 flow-through</i> 100: 96 h <i>Pimephales promelas mg/L LC50 static</i> | 10800: 24 h <i>Daphnia magna mg/L EC50</i> 2: 48 h <i>Daphnia magna mg/L EC50 Static</i> 9268 - 14221: 48 h <i>Daphnia magna mg/L LC50</i> |

残留性・分解性 製品としてデータなし。

生物蓄積性
製品としてデータなし。

成分情報

| 化学物質名 | 分配係数 |
|-------|-------|
| エタノール | -0.32 |

内分泌かく乱物質情報 製品としてデータなし。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 国、都道府県、および市町村の規制に従って廃棄すること。都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに依託して処理する。本製品を含む廃液及び洗浄排水を直接河川等に排出したり、そのまま埋め立てたり投棄することはしてはならない。

汚染容器及び包装 使用済みの容器・ウエス等も、残余廃棄物と同様に処理する。

14. 輸送上の注意

IMO/海上規制

UN/ID番号 UN1950
品名 エアゾール
国連分類 2.1
EmS - No F-D, S-U

ICAO/IATA/航空規制

UN/ID番号 UN1950
品名 エアゾール
国連分類 2.1

ADR(EU)/陸上規制

UN/ID番号 UN1950
品名 エアゾール
国連分類 2.1
ラベル 2.1
ERGコード 10L

国内規制

国連番号 UN1950
品名 エアゾール
国連分類 2.1
船舶安全法 船舶安全法の規定に従う。
民間航空法 航空法の規定に従う。

15. 適用法令

消防法 第4類 第一石油類(非水溶性)

| | |
|--------------------------|---|
| 化審法 | 優先評価化学物質(法第2条第5項) |
| 労働安全衛生法 | 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 危険物・発火性の物(施行令別表第1第2号) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) |
| 化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法) | 第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1) |

16. その他の情報

| | |
|-----|---|
| 発行日 | 2019-3-14 |
| 注記 | 製品の特性等に関するお問い合わせは、ご購入先の営業所または株式会社スリーボンド お客様相談室までお願いします。お客様相談室 0120-56-1456 |

主要参照文献とデータの出典

- JIS Z 7253:2012 GHSに基づく 化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート (SDS)
- JIS Z 7252:2014 GHSに基づく 化学品の分類方法

免責事項

危険有害性の評価は必ずしも十分ではないので、取扱いには十分注意してください。
記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成されておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたもので、特別な取扱いをする場合には、用途・用法に適した安全対策を実施願います。
この情報は、新しい知見及び試験等により改正されることがあります。
この安全データシートは日本国内向けに作成したものですので、無断での翻訳及び海外向けの交付はご遠慮ください。製品を海外に輸出する場合には、仕向国の法令・規制等について事前にご確認ください。

[会社情報]

販売者：スズキモビリティ遠鉄

所在地：浜松市中区旭町12-1

TEL:053-454-2210